

改正

平成18年3月29日条例第224号
平成19年7月2日条例第29号
平成27年9月29日条例第39号
平成28年3月17日条例第2号
平成29年6月30日条例第6号
令和7年3月26日条例第3号

伊達市情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 行政情報の開示（第5条—第18条）
- 第3章 審査請求（第19条—第21条）
- 第4章 雑則（第22条—第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、行政情報の開示を求める市民の権利を明らかにすることにより、市の保有する行政情報の一層の公開を図り、もって市の行政活動について市民に説明する責務を全うし、市民の積極的な市政への参加の下、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- （2） 行政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- （3） 開示 行政情報を閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、市民の行政情報の開示を請求する権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（適正な請求及び使用）

第4条 この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政情報の開示

（開示請求権者）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政情報の開示を請求することができる。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 開示請求に係る行政情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 前項の規定にかかわらず、開示請求は、実施機関が指定する電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求をしようとするものの使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

3 前項の規定により行われた開示請求については、第1項の開示請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(実施機関の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務のある各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第

2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分にあつては、公にすることにより、個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合の当該部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

- (5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を著しく困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業又は事業の経営上正当な利益を害するおそれ（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、当該開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、当該行政情報を開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る行政情報に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の

個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政情報に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政情報を開示することができる。

(行政情報の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政情報が存在しているか否かを回答するだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る行政情報の全部を開示しない旨の決定又は一部を開示する旨の決定をするときは、当該各項に規定する書面にその決定の理由及び根拠法令等を記載しなければならない。この場合において、当該行政情報の全部又は一部について開示することができるようになる期日が明らかであるときは、当該期日を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、その期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政情報が他の実施機関により作成されたものであると

きその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第15条 開示請求に係る行政情報に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている行政情報を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第16条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対して当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならない。

2 行政情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求に係る行政情報を開示することにより当該行政情報が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第8条の規定により行政情報の一部を開示するときその他相当の理由があるときは、当該行政情報を複写したものにより、当該行政情報の開示を行うことができる。

（他の制度との調整）

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る行政情報が前条第2項に

規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第18条 第16条第2項又は第3項の規定により文書又は図画の写しの交付を受けるものは、実施機関が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、費用を減免し、又は既納の費用の全部若しくは一部を返還することができる。

- 2 第16条第2項又は第3項の規定により電磁的記録の開示を受けるものは、当該電磁的記録について実施機関が定める開示の方法に応じて、実施機関が定める額の当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

（審査会への諮問）

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、伊達市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年伊達市条例第16号）の規定により設置される伊達市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

- 2 議会が行った開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法の規定による審査請求があったときは、議会は、前項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

- 3 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

- 4 実施機関は、第1項及び第2項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

（審理員の指名の適用除外）

第19条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 第19条第1項及び第2項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

- （1） 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- （2） 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3） 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 雑則

(行政情報の管理)

第22条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政情報を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、行政情報の分類、作成、保存及び廃棄その他の行政情報の管理に関する必要な事項についての定めを設けるものとする。

(適用除外)

第23条 この条例の規定は、市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

第24条 削除

(行政情報の検索資料の作成)

第25条 実施機関は、行政情報の開示の用に供するため、行政情報の目録等行政情報を検索するための資料を作成するものとする。

(実施状況の公表)

第26条 市長は、毎年1回、各実施機関がこの条例の規定に基づき行う行政情報の開示の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(出資法人等の情報公開)

第27条 市長は、市が資本金等を出資している法人等（以下「出資法人等」という。）について、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の情報公開が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その管理する公の施設の管理に関する業務にかかる情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供活動の充実)

第28条 実施機関は、この条例に定める行政情報の開示のほか、市民が市政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報活動、行政資料の提供等の情報提供活動の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用)

- 2 この条例は、合併前の伊達町情報公開条例（平成12年伊達町条例第38号）、梁川町情報公

開条例（平成12年梁川町条例第29号）、保原町情報公開条例（平成12年保原町条例第34号）、霊山町情報公開条例（平成13年霊山町条例第1号）又は月舘町情報公開条例（平成12年月舘町条例第24号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の適用を受けることとされていた情報及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した情報について適用する。

（継承された合併前の情報の任意的開示）

- 3 実施機関は、合併前の伊達町、梁川町、保原町、霊山町又は月舘町から承継された行政情報でこの条例の適用を受けないものについて開示の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 4 第18条の規定は、前項の規定による行政情報の開示について準用する。

（経過措置）

- 5 施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月29日条例第224号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月2日条例第29号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日条例第39号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例第2条による改正前の伊達市情報公開条例第11条第1項若しくは第2項の規定による決定（以下「開示等決定」という。）又は同条例第5条の規定による請求（以下「開示等請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであってこの条例の施行の日前にされた開示等決定又は開示等請求に係る不作為に係るものについてのこの条例第2条による改正後の伊達市情報公開条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月30日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月26日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊達市情報公開条例の規定による行政情報の開示については、この条例の施行の日以後の請求について適用し、同日前の請求に係る行政情報の開示については、なお従前の例による。